

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和6年度 第1回評議員選定委員会 議事録

評議員選定委員会の決議があったものとみなされた日

令和6年5月13日

評議員選定委員会の決議があったものとみなされた事項の提案者 評議員選定委員会委員長 幸寺 覚

(評議員選定委員会の決議の目的である事項)

第1号議案 評議員の選任について(藤本 貴義 候補)

第2号議案 評議員の選任について(八乙女 悦範 候補)

令和6年4月30日、委員長幸寺覚が、評議員選定委員の全員に対して、上記の評議員選定委員会の決議の目的である事項について案を送付し、当該事項につき令和6年5月13日までに委員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「定款」第11条ならびに「評議員選定委員会規程」第10条の規定に基づく評議員選定委員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員選定委員会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、評議員選定委員会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、「評議員選定委員会規程」第11条第3項の規定に基づき本議事録を作成する。

令和6年5月13日

議事録作成に係る職務を行った委員 下辻 光輝

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

評議員選定委員会

議案書

本書は原本と相違ないことを証明する。

公益財団法人 公益 こうべ市民福祉振興協会

会長 長 田



令和6年4月30日

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会

第1号議案

評議員の選任について

内藤良介 評議員(前兵庫県福祉部次長)の令和6年3月31日付辞任にともない、後任者を選任する。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 評議員候補者

氏名	現職名	任期
ふじもと たかよし 藤本 貴義	兵庫県福祉部次長	選任日より令和7年度定時評議員会終結の時まで

なお藤本候補者について「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条に規定される、評議員の欠格事由について、これらの欠格事項に該当していないことを確認いたしております。

第2号議案

評議員の選任について

森下貴浩 評議員(前神戸市福祉局長)の令和6年3月31日付辞任にともない、後任者を選任する。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 評議員候補者

氏名	現職名	任期
やおとめ よしのり 八乙女 悦範	神戸市福祉局長	選任日より令和7年度定時評議員会終結の時まで

なお八乙女候補者について「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条に規定される、評議員の欠格事由について、これらの欠格事項に該当していないことを確認いたしております。

候補者氏名	経 歴	候補者とした理由	当該候補者と当協会及び役員との関係	兼職状況
藤本 貴義 (54歳)	令和2年4月兵庫県健康福祉部少子高齢局こども政策課長 令和4年4月兵庫県福祉部地域福祉課長 令和5年4月兵庫県保健医療部総務課長 令和6年4月兵庫県福祉部次長	兵庫県職員として福祉行政に広い見識を有しており、現在も福祉部次長として福祉施策に携わっており、当協会の評議員となる資質を備えている。	なし	なし
八乙女悦 範 (57歳)	平成元年4月神戸市採用 平成12年4月神戸市須磨区北須磨支所福祉課保護係長 平成21年4月神戸市須磨区北須磨支所保健福祉課長 平成24年4月神戸市中央区保健福祉部保護課長 平成27年4月神戸市保健福祉局総務部保護課長 平成29年4月神戸市保健福祉局担当部長(神戸市社会福祉協議会) 平成31年4月神戸市こども家庭局こども育成部長 令和2年4月神戸市こども家庭局副局長 令和4年4月神戸市中央区長 令和6年4月神戸市福祉局長	神戸市における当協会の所管局の役職を歴任し、現在は同局長として、当協会の運営全般について統括する責務を有する立場にある。 福祉について、広い見識を有しており、当協会の評議員となる資質を備えている。	なし	なし

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会評議員選定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下「協会」という。）定款（以下「定款」という。）第11条第1項に規定する評議員選定委員会（以下「委員会」という。）の運営及び評議員候補者の推薦その他の事務に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任期)

第2条 委員の任期は委嘱の日から4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

(外部委員以外の委員の選任)

第3条 定款第11条第2項で定める委員のうち、評議員1名は評議員の互選により、監事1名及び事務局員1名は会長が、それぞれ選任する。

(委嘱)

第4条 前条及び定款第11条第3項で選任された委員は、会長が委嘱する。

(委員長、副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選により選任する。

3 委員長は委員会の議長となり、会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは委員長の職務を行う。

(開催)

第6条 委員会は委員長が開催する。

(会議の非公開)

第7条 委員会は非公開とする。

2 委員会の記録に関する情報は非開示とする。

(推薦決議の通知及び開催)

第8条 理事会又は評議員会が定款第11条第4項の規定による推薦決議をしたときは、会長は直ちに委員長に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた場合、委員長は速やかに委員会を開催しなければならない。

(決議)

第9条 評議員の選任決議は、各候補者ごとに行う。

2 評議員の互選による委員は自己の選任決議に加わることができない。

(決議の省略)

第10条 委員が委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の選定委員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 委員会の日時・場所
- (2) 委員会の議事の経過要領及び決議事項
- (3) 委員会に出席した委員の氏名

2 議長及び出席委員のうちから議長が指名した2名の委員が議事録に記名押印する。

3 前条に定めるみなし選定委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 選定委員会の議決があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した委員の氏名
- (3) 選定委員会の議決があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名

(選任等の通知)

第12条 委員長は委員会において評議員の選任又は解任を決議したときは、会長に対してその旨を通知しなければならない。

(解任の手続)

第13条 委員長は評議員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは委員会を開催し、当該評議員の解任について委員会に諮らなければならない

(報酬等)

第14条 委員(協会事務局員を除く。本条では以下同じ。)に対して、委員会出席毎に10,000円(手取り)を報酬として支給する。

2 委員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項の報酬、費用の受け取りは、その都度文書により辞退することができる。

(事務局)

第15条 委員会の事務は協会企画運営本部経営管理課において行う。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は会長が定めるところによる。

附則

この規程は、協会設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。